

認定通関業者の認定について

下記のとおり認定通関業者を認定したので、関税法第 79 条第4項の規定に基づき公告する。

記

1. 通関業者名 株式会社マルハニチロ物流
(法人番号)5010001080515
所在地 東京都中央区豊海町 14 番 17 号
2. 関税法第7条の2第1項に規定する特例委託輸入者から依頼を受けて同条第2項に規定する特例申告に関する業務を行う予定の営業所の名称及び所在地

営業所名	所在地
関東支社 支社営業部 通関課	東京都中央区豊海町 4 番 18 号 東京水産ビル 6 階
関西支社 支社営業部 通関課	大阪府大阪市住之江区南港南 6 丁目 2 番 15 号
九州支社 支社営業部 通関課	福岡県福岡市東区箱崎ふ頭 5 丁目 2 番 22 号

3. 関税法第 67 条の3第1項第2号に規定する特定委託輸出者から依頼を受けて同条第1項に規定する特定委託輸出申告に関する業務を行う予定の営業所の名称及び所在地

上記2.の通り

4. 認定年月日

令和3年12月3日

令和3年12月3日 東京税関長 諏訪園 健司